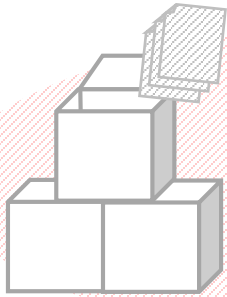


帳簿及び関係書類は電子保存ができます

帳簿・関係書類を紙で保管しているけど、



保管スペースがない

保存期間満了後の廃棄が大変

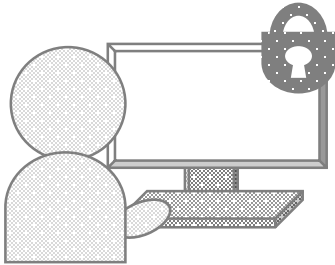
社の方針としてSDGsを推進することになった

それ、電子保存ができます。

税関



●データの「検索」「表示」「印刷」
ができることが必要になります



●保存先としてクラウドサービスを利用する
際も、セキュリティの確保やバックアップ体制
が万全かご確認ください

通関業法基本通達22-2：法第22条第1項の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類を電磁的記録により作成又は保存する場合の取扱いは、**財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定によるものとする。**なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする。



輸出入者における帳簿書類の保存義務と電子保存については、こちらをご覧ください。

帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度：<https://www.customs.go.jp/shiryu/chobo.htm>